

【再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置 チェックリスト】

Ver.1 (2025年8月22日発行)

目次

シート 1 : 説明会等の実施要否の検討	P1
シート 2 : 実施すべき措置の検討	P4
シート 3 : 実施時期及び実施回数の検討	P6
シート 4 : 説明会の準備及び実施	P11
シート 5 : 事前周知措置の準備及び実施	P20
シート 6 : 説明項目及び説明事項	P23

制作：一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP)

協力：一般社団法人太陽光発電協会 (JPEA)

一般社団法人日本PVプランナー協会 (JPPA)

監修：森・濱田松本法律事務所 村上祐亮、山崎友莉子

本書をご使用上の注意事項（必ずお読みください）

令和6年4月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）では、FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果高まった、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念の解消に向けて、FIT／FIPの認定申請又は変更認定申請を行うに当たって、説明会の開催又は事前周知措置の実施が求められることとなった。その趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにある。

同改正以降、再エネ特措法に基づく説明会又は事前周知措置の実施例は増え続けているが、再エネ特措法に基づく要件を充足せず、認定の取得までに時間を要する事例も多く発生している現状にある。

そこで、本協会では、再エネ特措法に基づく要件が定められた再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）及びガイドラインの理解を深めるにあたっての参考資料として、実務の支援となるよう、本チェックリストを作成することとした。

なお、本チェックリストは、本協会が施行規則、ガイドライン及び以下のパブリックコメント結果の内容を踏まえ、また本協会会員に対して実施したアンケート結果なども参考に、自主的な取り組みとして作成した補助資料である。その目的は、制度の全容理解の一助として、必要な要件・事項に不備・漏れが生じるリスクを少しでも減らすための支援ツールの一つとして活用・参照頂く点にある。

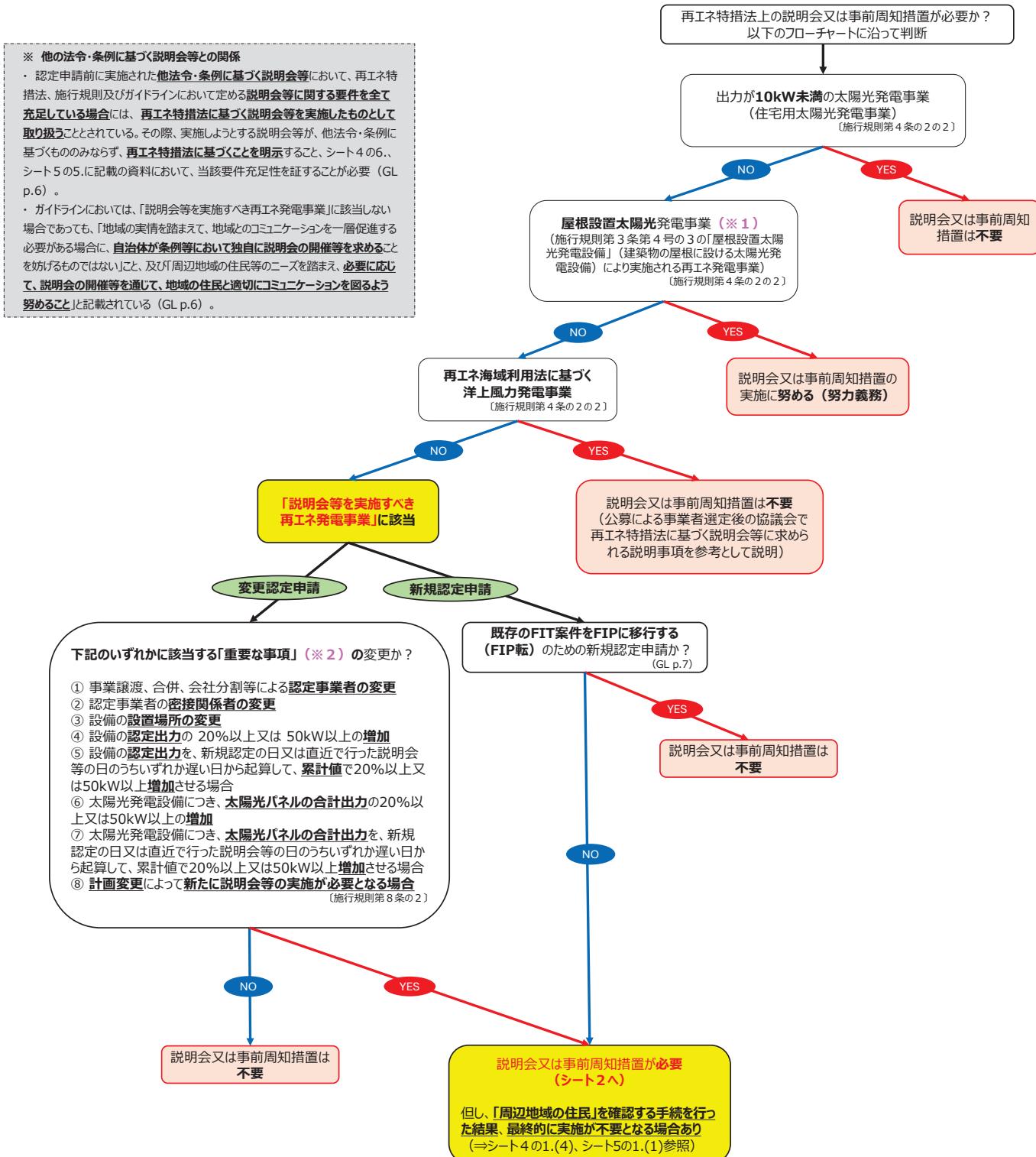
実際に説明会又は事前周知措置を実施するにあたっては、必ず原資料である施行規則及びガイドラインに従うことが必要であり、特に、本チェックリスト公表後の制度変更や制度運用状況も踏まえ、最新の情報を必ず参照することが必要である。本協会は、本チェックリストの正確性又は網羅性を担保するものではなく、各事業者様においては、個別事案に即して各自の責任において要件充足性を確認頂く必要がある点に留意されたい。

※本チェックリストは、本協会への加盟の有無にかかわらずご利用いただけますが、個別事案において、本チェックリストを活用・参照したにもかかわらず、最終的に説明会・事前周知措置のやり直しが必要になったなどの苦情・クレームについては、本協会・関係者では一切責任を負いかねます。また、個別事案に関する問い合わせについても、受け付けかねますので、ご了承ください。

法令・GL上の根拠、関係資料等欄の略基とリンク先
●【施行規則】 https://laws.e-gov.go.jp/law/424M6000400046
●【GL】 説明会及び事前周知ガイドライン（2025年4月改訂版） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf
●【パブコメ①】 施行規則 2024年2月パブコメ結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000269364
●【パブコメ②】 ガイドライン 2024年2月パブコメ結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000269365
●【パブコメ③】 施行規則 2025年3月パブコメ結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000289151
●【パブコメ④】 ガイドライン 2025年3月パブコメ結果 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=000029090
●【JP-AC】 JPEA 代行申請センターサイト https://jp-ac-info.jp/system_change/
その他参考先
●再エネ特措法 https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC0000000108
●資源エネルギー庁作成パンフレット「説明会及び事前周知措置のポイント」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/setsumeikai_leaflet.pdf
●各様式のワードフォーマット https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

〈シート1〉 説明会等の実施要否の検討

【再エネ特措法上の説明会／事前周知措置の要否の検討】



【再エネ特措法上の説明会／事前周知措置の要否の検討】

法令・GL上の根拠、
関係資料等

- (※1) 「屋根設置太陽光」について、屋根設置太陽光の買取区分が設定された2023年10月1日より前に認定を受けたものについては、説明会等が必要な変更認定申請を行う場合、屋根設置区分の認定に必要な下記のア～エの書類を提出することにより、再エネ特措法における説明会等に係る制度の執行に当たって、「屋根設置」として取り扱われることとなる。
- ア. 建物表題登記の登記事項証明書
イ. 建築基準法に基づく検査済証の写し
ウ. 使用前自己確認届出（※2023年3月20日より前に運転開始した500kW未満の設備を除く。）
エ. 太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真・図面

パブコメ④#12、JP-AC

- (※2) 「重要な事項」とは、以下の事項をいい、以下の事項につき計画変更を行う場合は、説明会又は事前周知措置の実施が必要となる

施行規則第8条の2第1号～第7号、p.29-30

- ①事業譲渡、合併又は会社分割等を原因として認定事業者を変更する場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
・「事業譲渡、合併又は会社分割等を原因として認定事業者を変更する場合」には、相続等は含まない。
・自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、同一グループ内で認定事業者を変更する場合、SPCを設立して当該SPCに事業譲渡する場合なども含まれる。
・破産法等に基づく法定の倒産手続や、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする事業譲渡も含まれる。
・「事業譲渡」につき、事業が複数回にわたって譲渡される場合は、それぞれの事業譲渡による認定事業者の変更について、それぞれ説明会を開催し、又は事前周知措置を実施することが必要。
・説明会開催後に事業譲渡等に係る契約が解除となった場合、①既に当該事業譲渡に係る変更認定を受けている場合には、改めて説明会等を実施した上で、再度再エネ発電事業者を変更する変更認定を受ける必要がある。②また当該譲渡に係る変更認定を受けていない場合、特段の変更認定は不要であり、FIT/FIP認定要件として改めて説明会等を実施することが求められるものではないが、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るように努めるものとされている。
- ②認定事業者の密接関係者（※3）を変更する場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。

パブコメ① #109-111

パブコメ①#109-111

パブコメ④ #12

パブコメ①#127-129

- （※3）「密接関係者」とは、資本関係等において密接な関係を有する者を意味し、具体的には以下の者をいう。
- (i) 【認定事業者が持分会社の場合】認定事業者の社員
(ii) 【認定事業者が株式会社の場合】認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主
(iii) 【匿名組合出資が行われている場合】認定事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
(iv) 上記 (i)～(iii) の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）
・認定事業者の社員が選任した職務執行者のみが変更される場合は、密接関係者の変更には該当しないため、改めて説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すべき場合には当たらない。
・破産法等に基づく法定の倒産手続や、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする密接関係者の変更も含まれる。

パブコメ④#20

パブコメ①#109-111

- ③再エネ発電設備の設置場所を変更する場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
・地番の追加・変更する場合のみならず、地番を削除する場合についても、その削除の規模にかかわらず、これに含まれる。
・認定後の地番の分筆について、当該地番の指し示す区域が変わらない場合は、「重要な事項」の変更に該当しない。
- ④再エネ発電設備の認定出力を20%以上又は50kW以上増加させる場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
- ⑤再エネ発電設備の認定出力を、新規認定の日（※4）又は直近で行った説明会又は事前周知措置の日のうちいちずれか遅い日から起算して、累計値で20%以上又は50kW以上増加させる場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。

パブコメ① #122

パブコメ② #80

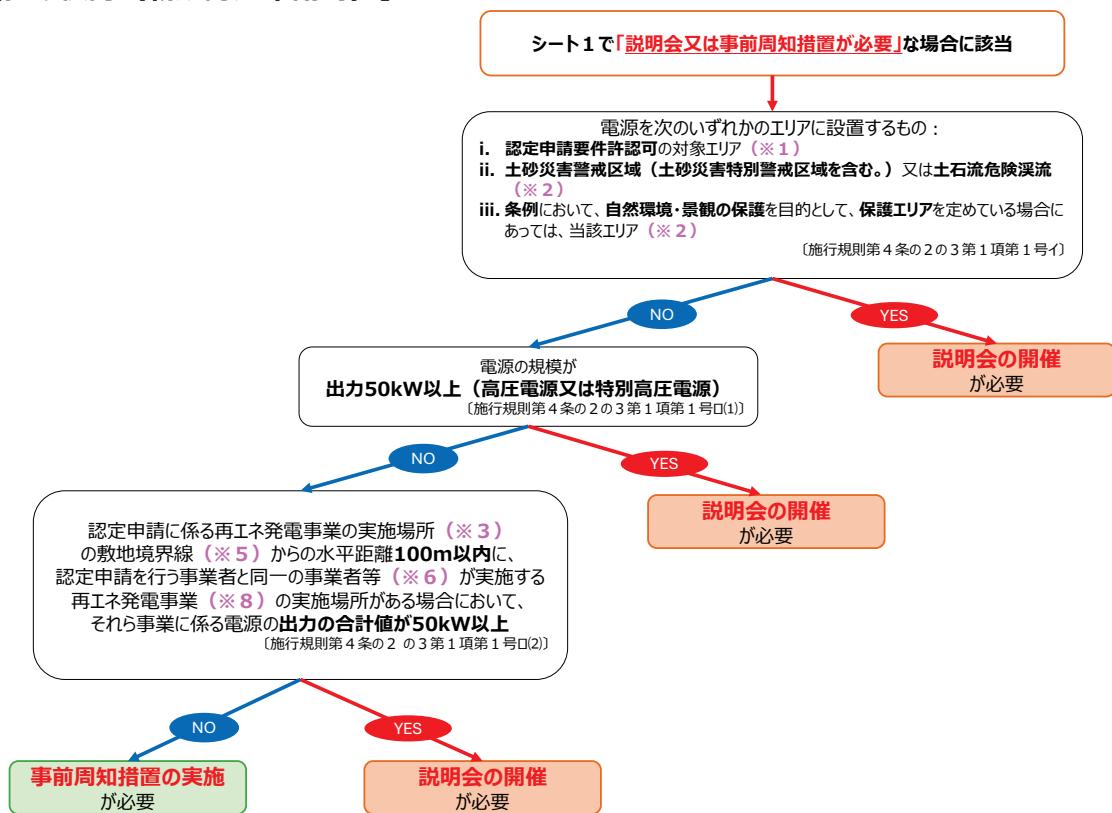
- （※4）「新規認定の日」とは、2017年改正前の再エネ特措法に基づくいわゆる「みなし認定案件」については、みなし認定の日を指す

施行規則パブコメ④第8条の2第4号、#12

- ⑥再エネ発電設備が太陽光発電設備の場合について、太陽光パネルの合計出力を20%以上又は50kW以上増加させる場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
- ⑦再エネ発電設備が太陽光発電設備の場合について、太陽光パネルの合計出力を、新規認定の日（**上記※4**）又は直近で行った説明会又は事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計値で20%以上又は50kW以上増加させる場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
- ⑧計画変更によって、新たに説明会の開催又は事前周知措置の実施が必要となった場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
 - ・例えば太陽光発電設備について、屋根設置形態から地上設置形態に変更するため、「説明会等の実施が必要な再エネ発電事業」の範囲に該当する場合等などが考えられる。

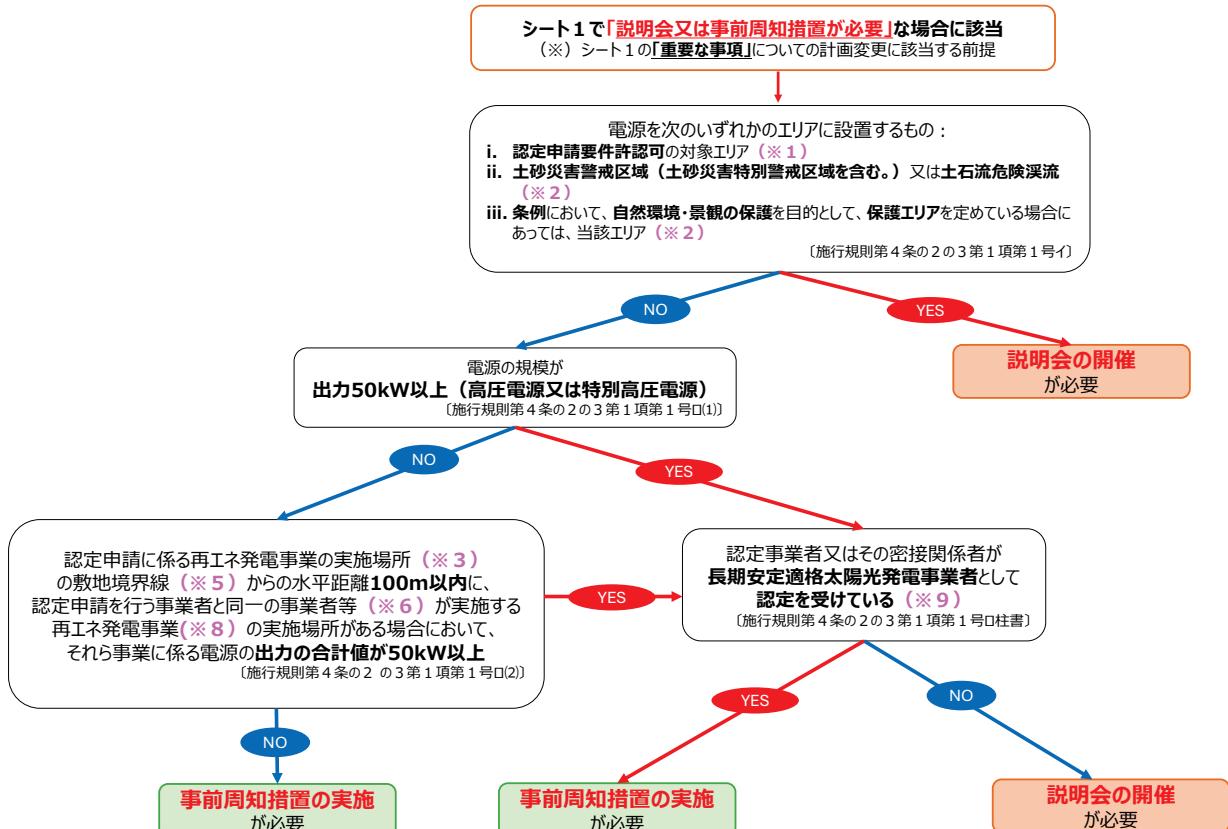
〈シート2〉

【実施すべき措置の検討（新規認定申請時）】



【実施すべき措置の検討（変更認定申請時）】

(※) 計画変更後の計画内容を前提に、以下のフローチャートにて検討



【実施すべき措置の検討 新規認定申請時／変更認定申請時】

法令・GL上の根拠、
関係資料等

(※1) i. 「認定申請要件許認可の対象エリア」とは、以下のエリアをいう。

施行規則第4条の2の3第1項第1号イ、p.4-6

- a. 森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可（林地開発許可）の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
- b. 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した宅地造成等工事規制区域（認定申請に係る再エネ発電事業計画の実施に同法第12条第1項の許可を必要とする場合に限る。）
- c. 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した特定盛土等規制区域（認定申請に係る再エネ発電事業計画の実施に同法第30条第1項の許可を必要とする場合に限る。）
- d. 改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の規定により都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した宅地造成工事規制区域
- e. 砂防法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
- f. 地すべり等防止法第3条第1項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域
- g. 地すべり等防止法第4条第1項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域
- h. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

(※2) ii 及びiiiのエリアの存否については、事前に自治体へ相談することが有用である。

GLp.4-6

(※3) 「実施場所」とは、再エネ発電事業を実施する場所を意味し、原則として、再エネ特措法における発電設備（※4）の設置場所（地番単位）を指す。

(※4) 「発電設備」とは、発電機のみならず、遮断器などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所を含む（バイオマス発電事業にあっては、燃料置場（ストックヤード）の場所を含む。）ものであり、送電線路は含まない。

(※5) 「敷地境界線」とは、事業区画を区別するフェンス等ではなく、事業用地の土地の筆界を指す。

パブコメ① #39

(※6) 「同一の事業者等」とは、同一の事業者に加えて、事業者の密接関係者（※7。シート1の※3と同じ）も含む。

施行規則第4条の2の3第1項第1号ロ(2)、p.6

(※7) 「密接関係者」とは、資本関係等において密接な関係を有する者を意味し、具体的には以下の者をいう。

- (i) 【認定事業者が持分会社の場合】認定事業者の社員
- (ii) 【認定事業者が株式会社の場合】認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主
- (iii) 【匿名組合出資が行われている場合】認定事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (iv) 上記(i)～(iii)の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）

(※8) 「実施する再エネ発電事業」とは、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲（シート1）に該当するものを指す。認定に係る再エネ発電事業に加え、認定申請中の再エネ発電事業も含み、認定取得や設備設置の時期を問わない。

施行規則第4条の2の3第1項第1号ロ(2)、p.6

(※9) 「長期安定適格太陽光発電事業者」とは、施行規則第4条の2の3第1項第1号ロに規定する長期安定適格太陽光発電事業者をいう。

詳細はGL p.32-33参照。

長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）について、事業譲渡によって再エネ発電事業者が適格事業者等（適格事業者や適格事業者を密接関係者（上記※7）とする者）に変更される場合は、説明会の開催を求めている規模（50kW以上）の電源であっても、原則として、事前周知措置を実施することが認められる

パブコメ③ #7

〈シート3〉 実施時期及び実施回数の検討

1. 説明会又は事前周知措置の実施時期

法令・GL上の根拠、
関係資料等

【総論】再エネ特措法上、一定の場合には複数の時期において説明会を開催し、又は事前周知措置を実施することが必要となる。まずは実施時期を確認の上、各時期に実施する説明会又は事前周知措置のそれについて、本シート及びシート4～シート6に従って準備を行うことが必要。

・以下(1)～(5)にかかわらず、説明会等の趣旨・目的に照らし、認定の要件として実施すべき説明会等の実施後についても、事業実施の各段階において、地域住民と適切なコミュニケーションを図るよう努めることが必要。

□ (1) 【下記(2)～(5)のいずれにも該当しない新規認定申請、又は、変更認定申請の場合】説明会又は事前周知措置は、認定申請日(※1)の3ヶ月前まで(※2)に実施すること。

(※1)「認定申請日」とは、事業者が提出した再エネ発電事業計画及び必要な添付資料等が経済産業大臣に最初に到達した日をいうものとし、当該計画や添付資料等についての不備の補正の完了に要する日を含めない(再生可能エネルギー電子申請システム上で申請する場合は、同システム上の「初回申請日」を指す)。但し、入札対象電源の場合は、「認定申請日」とは、各回の入札における認定補正期限をいう。

(※2)「認定申請日の3ヶ月前まで」について、説明会に出席する「周辺地域の住民」がいなかった場合(実際に説明会を開催し、終了時刻まで待機したところ、出席者がいなかった場合を含む。)は、「認定申請日の3ヶ月前」は「認定申請日」とする(説明会開催後、3ヶ月の期間を設けることなく認定申請が可能)。

FIT/FIP認定審査において、説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて説明会の実施を求められた場合については、当初の説明会で住民の意見等を聞き、その意見等に対して3ヶ月の意見等熟慮期間が設けられていた中の事業スケジュールへの影響を踏まえ、出席した周辺地域の住民から意見・質問がなかった場合においても、再説明会の開催から3ヶ月後を待たずにFIT/FIP認定の再申請を行うことが可能(ただし、当初の説明会が潜脱的である場合など、悪質な事案であると審査当局が判断した場合は、改めて3ヶ月間の意見等熟慮期間を求める場合がある)。

・説明会の実施から認定申請までの間に、再エネ発電事業を実施しようとする者を変更した場合には、変更後の再エネ発電事業を実施しようとする者が、改めて説明会を開催する必要がある。

□・計画変更に伴う説明会等は、(下記(2)～(5)に該当する事業の場合であっても)変認定申請3ヶ月前まで(上記※2)に実施すること。認定事業者や密接関係者を変更する場合は、認定事業者又は密接関係者の変更に係る契約の契約書締結後(こうした変更が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請の3ヶ月前までのタイミングにおいて説明会等を実施すること。

施行規則第4条の2の3第2項第7号、第8号、GL p.9-12、p.30-31

パブコメ② #47、パブコメ① #13

パブコメ④ #17

パブコメ② #48

施行規則第4条の2の3第2項第7号柱書中但書、GL p.30①

□ (2) 【認定申請要件許認可(※3)を必要とする再エネ発電事業(特例適用事業(※4)を除く)における新規認定申請の場合】次に定める全ての時期に、以下の事項等を満たす説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。

(※3)「認定申請要件許認可」とは、施行規則第4条の2第2項第7号の2イ～ホに定める以下の許認可等をいう。

- a. 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)
- b. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項及び第30条第1項の許可
- c. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可
- d. 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分
- e. 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項及び第42条第1項の許可
- f. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可

・但し、特例適用事業(※4)については、本(2)ではなく、下記(3)又は(4)によること。

(※4) 「特例適用事業」とは、認定申請要件許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメント対象の風力発電事業又は地熱発電事業をいう。

・複数の時期において説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する場合は、**それぞれの時期の説明会又は事前周知措置において、再エネ特措法上の要件の全てを充足する必要がある。**

- ①認定申請要件許認可（上記※3）の申請までの時期に実施すること。その際には、以下を遵守すること。
 - a. 認定申請に係る再エネ発電事業計画の検討段階にあるものと想定されるが、**当該段階において想定している計画内容を前提に説明項目及び説明事項の全て（シート6ご参照）について説明すること。**
 - b. 関係法令遵守状況（シート6の3.参照）を説明する際には、**許認可の取得状況及び取得に向けたスケジュール等について具体的に説明すること。**
- ②認定申請要件許認可を受けた後、認定申請日（上記※1）の3ヶ月前まで（上記※2）の時期に実施すること。その際には、以下を遵守すること。
 - a. 関係法令遵守状況（シート6の3.参照）について説明する際には、**許認可を取得し終えたことを説明すること。**

- (3) **【法アセス対象事業（※5）に該当する再エネ発電事業における新規認定申請の場合】**
次に定める**全ての時期に**、以下の事項等を満たす説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。

(※5) 「法アセス対象事業」とは、環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業及び第二種事業の場合を含む。）のことをいう。

・複数の時期において説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する場合は、**それぞれの時期の説明会又は事前周知措置において、再エネ特措法上の要件の全てを充足する必要がある。**

- ①配慮書（※6）作成日前までの時期（配慮書の作成を要しない場合（※7）を除く。）に実施すること。その際には、以下を遵守すること。

(※6) 「配慮書」とは、環境影響評価法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書をいう。

(※7) 「配慮書の作成を要しない場合」とは、例えば、環境影響評価法に基づき第二種事業を実施する場合や、地球温暖化対策推進法上の特例が適用される事業の場合がこれに当たる。

- a. 認定申請に係る再エネ発電事業計画の検討段階にあるものと想定されるが、**当該段階において想定している計画内容を前提に説明項目及び説明事項の全て（シート6参照）について説明すること。**
- b. 認定申請要件許認可が必要な事業について、関係法令遵守状況（シート6の3.参照）を説明する際には、**許認可の取得状況及び取得に向けたスケジュール等について具体的に説明すること。**
- c. 事業の影響と予防措置（シート6の7.参照）については、**作成予定の配慮書の記載と整合的に説明すること。**
- ②環境大臣／経済産業大臣の意見後（※8）、認定申請日（上記※1）の3ヶ月前まで（上記※2）の時期に実施すること。その際には、以下を遵守すること。
 - (※8) 「環境大臣／経済産業大臣の意見後」とは、環境影響評価法第3条の5の規定により環境大臣が配慮書について意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）又は同法第3条の6の規定により経済産業大臣が配慮書について意見を述べた日（経済産業大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日の後をいう。
 - ・法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあっては、**単に認定申請日（上記※1）の3ヶ月前まで（上記※2）の時期に開催すること。**

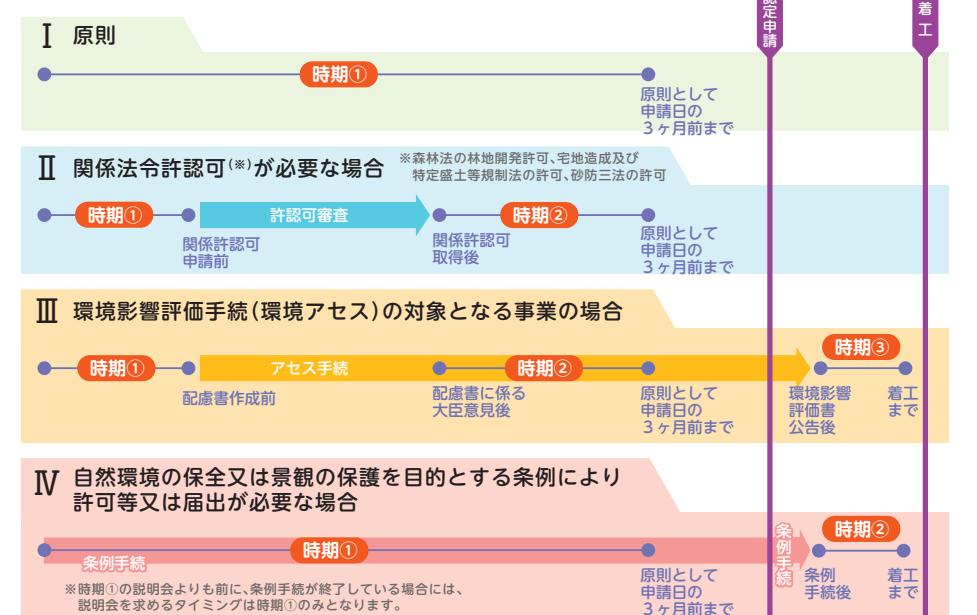
- a. 法アセス対象事業の場合、**環境アセスメント手続（方法書段階）**において説明会を開催する必要がある。当該説明会が、②の時期に開催され、再エネ特措法上の要件を全て充足する場合には、開催した説明会を再エネ特措法に基づく②における説明会として取り扱うことができる。この場合、開催しようとする説明会が、環境アセスメント手続（方法書段階）におけるものであることと併せて、**再エネ特措法に基づくものであることを明示すること。**
 - b. 認定申請要件許認可が必要な事業について、関係法令遵守状況（シート6の3.参考）を説明する際には、**許認可を取得し終えたことを説明すること。**ただし、**特例適用事業（上記※4）**については、②における説明会又は事前周知措置において、許認可の取得状況及び取得に向けたスケジュール等を説明すること。
 - c. 事業の影響と予防措置（シート6の7参考）については、**方法書（未作成の場合にあっては、作成予定の方法書）の記載と整合的に説明すること。**環境アセスメントの手続において前提としている出力と認定出力が異なる場合には、その理由を合理的に説明すること。
 - d. 環境アセスメント手続等の中で、事業実施に係る区域が変更された場合は、当初の説明会又は事前周知措置（上記①）と後続の説明会又は事前周知措置（この②）とで「周辺地域の住民」の範囲が異なる。この場合は、**当初の説明会において対象となった「周辺地域の住民」に対して、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施して、当該区域変更の旨を説明し、又は周知すること。**
- ③環境影響評価書公告後（※9）、再エネ発電事業のための着工までの時期に実施すること。その際には、以下を遵守すること。
- （※9）「環境影響評価書公告」とは、環境影響評価法第27条の規定による同法第21条第2項の環境影響評価書を作成した旨等の公告をいう。
- ・当該説明会又は事前周知措置は、認定後に開催又は実施されることとなるが、この場合は、認定申請後に説明会を開催し、又は事前周知措置を実施することを条件とする条件付き認定を行うものとし、**当該条件を満たさない場合は、認定の取消しなどの厳格な対応を行う。**
- a. 環境アセスメント手続を踏まえて、実際に実施する再エネ発電事業の規模等を前提に、説明項目及び説明事項（シート6参考）について説明すること。
 - b. 環境アセスメント手続（準備書段階）において開催する説明会は、再エネ特措法上の③の説明会として取り扱うことはできない。
 - c. 認定申請要件許認可（上記※3）が必要な事業であって、**特例適用事業（上記※4）**については、③における説明会又は事前周知措置において、関係法令遵守状況（シート6の3.参考）を説明する際に、**当該許認可を取得し終えたことを説明すること。**
 - d. 環境アセスメント手続等の中で、事業実施に係る区域が変更された場合は、当初の説明会又は事前周知措置（①又は②）と後続の説明会又は事前周知措置（この③）とで「周辺地域の住民」の範囲が異なる。この場合は、**当初の説明会又は事前周知措置において対象となった「周辺地域の住民」に対して、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施して、当該区域変更の旨を説明し、又は周知すること。**
- (4) **【条例に基づく環境アセスメントの対象となる再エネ発電事業における新規認定申請の場合】**上記（3）に定める時期に準ずる全ての時期に、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
- ・条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合は、**条例の内容によって、定められている環境アセスメントの手続内容が異なる。**そこで、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる場合に説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する必要のある上記（3）①～③の時期に準じた時期において、説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
 - ・具体的な時期については、**適用のある条例を管轄する自治体に相談すること。**
 - ・複数の時期において説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する場合は、**それぞれの時期の説明会又は事前周知措置において、再エネ特措法上の要件の全てを充足する必要がある。**
- (5) **【自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出をする再エネ発電事業における新規認定申請のの場合】**次に定める全ての時期に、以下の事項等を満たす説明会を開催し、又は事前周知措置を実施すること。
- ・複数の時期において説明会を開催し、又は事前周知措置を実施する場合は、**それぞれの時期の説明会又は事前周知措置において、再エネ特措法上の要件の全てを充足する必要がある。**

- ①認定申請日（上記※1）の3ヶ月前まで（上記※2）の時期に実施すること。
 - ・認定申請日の3ヶ月前までの時期に、既に条例に基づく許可等を取得し、又は届出を行った場合は、認定の要件として②の説明会を開催又は事前周知措置の実施は求めない。この場合は、①の説明会又は事前周知措置において、関係法令遵守状況（シート6の3.参照）について説明する際に、条例に基づく許認可を取得し終え、又は届出を行ったことを説明すること。
- ②許可等の処分又は届出後、再エネ発電事業のための着工までの時期に実施すること。その際には、以下を遵守すること。
 - ・認定申請日の3ヶ月前までの時期に、既に条例に基づく許可等を取得し、又は届出を行った場合は、認定の要件として②の説明会を開催又は事前周知措置の実施は求めない。
 - ・当該説明会又は事前周知措置は、認定後に開催又は実施されることとなるが、この場合は、認定申請後に説明会を開催し、又は事前周知措置を実施することを条件とする条件付き認定を行うものとし、当該条件を満たさない場合は、認定の取消しなどの厳格な対応を行う。
- a. 関係法令遵守状況（シート6の3.参照）を説明する際には、条例に基づく許認可を取得し終え、又は届出を行ったことを説明すること。

〈ご参考 「説明会及び事前周知措置のポイント」抜粋〉

説明会の開催時期

再エネ特措法に基づく説明会は、原則として認定申請日の3ヶ月前までに開催する必要があります。ただし、下図Ⅱ～Ⅳに該当する場合は、事業実施による周辺地域の住民への影響の大きさ等に鑑み、以下のそれぞれに示す全ての時期に説明会を開催する必要があります。



詳細は「ガイドライン」第3章 第2節を参照

引用：経済産業省「説明会及び事前周知措置のポイント」(p3)

2. 説明会の開催回数

施行規則第4条の2の3第2項第4号、GL p.24

- (1) 住民からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数の説明会を開催した上で、住民からの質問等に誠実に対応すること（シート4の4. (6) 参照）。
 - ・一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑な説明会の進行を図ることが困難となる場合が想定されることから、適切な規模で開催すること。
 - ・同じ内容の説明会を複数回開催する場合は、各説明会のそれぞれが、認定の要件を全て充足する必要があり、全ての説明会において、説明項目及び説明事項の全てについて説明すること。（その際、シート4の6.に記載の資料を、各説明会のそれぞれについて作成・提出すること。）
 - ・近接する地域で複数の事業に関する説明会を開催する場合（事業者が新たに申請しようとする認定に係る再エネ発電事業（低圧電源）の実施場所の敷地境界線から100m以内に、当該事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所があり、それらを合わせて50kW以上になることから説明会を開催する場合を含む。シート2参照。）については、「周辺地域の住民」の利便を図るために、**複数の事業に関する説明会をまとめて開催することも有用**であるが、この場合においても、円滑な説明会の進行を図ることが困難とならないよう、適切な規模で開催すること。
 - ・複数の再エネ発電事業について、周辺地域の住民の範囲が重複するなどの合理的な理由が認められる場合には、まとめて説明会を開催することを妨げるものではない。ただし、一回の説明会に多くの住民が参加することで円滑な説明会の進行ができない事態が発生しないこと、複数の再エネ発電事業について説明を行うことで開催時間が長時間とならないこと等も考慮した上で、住民からの質問等に誠実に対応することができるよう適切に開催されることが前提とされている。また、上記のように、複数の再エネ発電事業の説明会をまとめて開催する場合については、当該説明会において、例えば、各再エネ発電事業に関して必要な説明事項が全て説明されるなど、各再エネ発電事業に係るFIT/FIP認定要件が全て充足されることが当然に必要とされている。

パブコメ①#12

〈シート4〉 説明会の準備及び実施

1. 「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲の確定

法令・GL上の根拠、関係資料等

【総論】再エネ特措法上、以下の範囲の「周辺地域の住民」に対して説明会を開催することとなる。また、開催案内（下記3.）も「周辺地域の住民」に対して行うこととなる。

施行規則第4条の2の3第2項第1号、GL p.8-9

□ (1) 定量基準の範囲内の居住者を確認すること。

施行規則第4条の2の3第2項第1号イ-ハ

- 再エネ発電事業の実施場所（※1）の敷地境界線（※3）からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内の居住者（※4）は、「周辺地域の住民」に含まれる。

- (i) 低压電源の場合：100m

- (ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合 ((iii) の場合を除く。)：300m

- (iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）（※5）の場合：1km

（※1）「実施場所」とは、再エネ発電事業を実施する場所を意味し、原則として、再エネ特措法における発電設備（※2）の設置場所（地番単位）を指す。

（※2）「発電設備」とは、発電機のみならず、遮断器などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所を含む（バイオマス発電事業にあっては、燃料置場（ストックヤード）の場所を含む。）ものであり、送電線路は含まない。

- 陸上風力発電の場合であって、変電所が風車から離れて設置される場合があっても、変電所も風車等と同様に周辺地域や周辺環境に影響を与えるおそれがあることから、変電所の周辺に係る定量基準の範囲を緩和することは不可。

パブコメ① #38

（※3）「敷地境界線」とは、事業区画を区別するフェンス等ではなく、事業用地の土地の筆界を指す。

パブコメ① #39

（※4）「居住者」とは、当該区域に住民票を有する者を指す。ただし、居住者が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はない。

パブコメ① #40

（※5）環境アセスメント対象事業について、申請に係る再エネ発電事業の実施場所が未確定の場合は、事業実施（想定）区域の敷地境界線からの距離を基準とすること。

□ 定量基準の範囲内に居住者が存在しないと考えられる場合は、下記（3）の市町村相談において、その旨を確認すること。

GL p.8-9

□ (2) 隣接する土地又はその上にある建物の所有者にもシステムを通じた開催案内を行うこと（但し、実際の所有者の確認は不要）。

施行規則第4条の2の3第2項第1号

- 再エネ発電事業の実施場所（上記※1）に隣接する土地又はその上にある建物の所有者は、「周辺地域の住民」に含まれる。

パブコメ② #29-30

但し、実際の所有者（当該土地/建物に係る登記）を確認する必要はなく、下記3.(3)のとおり、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内で対応すれば足りる。

パブコメ② #31

- 隣接する土地が、国道・都道府県道・市町村道・河川といった国又は自治体の所有物である場合、当該国又は自治体は、「周辺地域の住民」には含まれない。

□ (3) 「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に対して自治体相談を行うこと。

施行規則第4条の2の3第2項第1号

- 再エネ発電事業の実施場所（上記※1）が属する市町村が複数ある場合は、複数の市町村へ自治体相談を行う必要がある。

⚠ 事前相談において、相談内容に重大な誤りがあったことや、事前相談時の予定説明内容と実際の説明会時の説明内容との間に重大な差異があったことで、不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

□ ①市町村への事前相談に向けた資料作成等の準備を行うこと。提出が必要となる資料は、少なくとも以下のとおり。

GL p.9

・事前相談時に提出したa. (GL付録1.) 及びb. (GL付録2.) は、認定申請時に提出することとされている（下記6.参照）。

GL p.25

⚠ ④ 事前相談時に提出したその他の添付資料 (c.、d.) についても、認定申請時に提出が必要。

GL p.25

□ a. GLに添付の様式「自治体に対する相談の様式」(GL付録1.)

・市町村に対する事前相談は、GLにおいて示している様式を使用する必要があり、**当該様式を用いなかった場合には、FIT/FIP認定要件を充足しないこと**になる。

パブコメ② #33-35

□ b. GLに添付の様式「自治体意見の様式」(GL付録2.)

・**b. をa. に添付することが必要。**

GL p.34

・市町村に対する事前相談は、GLにおいて示している様式を使用する必要があり、**当該様式を用いなかった場合には、FIT/FIP認定要件を充足しないこと**になる。

パブコメ② #33-35

□ c. 予定する説明会の配布資料

・説明資料の原案が固まった段階で、市町村への事前相談を行うことが必要となる。

パブコメ② #40

・したがって、この段階から配布資料の作成等、一定の準備が必要である。なお、配布資料については、下記2.及びシート6参照。

□ d. 実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等

⚠ ④ 定量基準の範囲が分かる必要があるため、地図に対して定量基準の距離を記載すること（縮尺スケールも記載するのが安全）。

□ ② 「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所（上記※1）が属する市町村に事前相談を行うこと。

・事前相談に係る市町村の事務処理に要する期間や、以下④のとおり、他の市町村への事前相談が発生する可能性も踏まえ、説明会の開催案内の時期までに市町村の意見が得られるよう、スケジュールについて市町村と事前に相談することが有用。なお、標準処理期間等は設定されていない。

GL p.9、パブコメ② #36-39

□ ③市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えること。

・市町村は、GL添付の様式(GL付録2.)により、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき居住者（例：実施場所の下流域に居住する者）について意見を述べることとなる。加えるべき居住者がいないとの意見を述べる場合もある。

GL p.9

・市町村への事前相談は、地域の実情を踏まえた理由に基づき、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加するためのものであるため、**事前相談により対象範囲が縮小されることはない。**

パブコメ② #33-35

□ ④市町村の担当者が説明会への出席を希望する場合は、GL付録2.の様式における備考欄にその旨を記入し、事業者に伝えた上で、説明会に出席することができるとされているため、備考欄を確認すること。

GL p.22

□ ④市町村から、再エネ発電事業の実施場所（上記※1）が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、当該他の市町村に事前相談を行うこと。当該他の市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えること。

施行規則第4条の2の3第2項第1号

・市町村が、他の市町村に相談すべきとの意見を示す場合には、再エネ発電事業の実施場所と当該他の市町村が近接していることが理由となるものであり、市町村においてそれを特段明示することは不要とされている。

パブコメ② #43

□ (4) 以下のとおり「周辺地域の住民」がいないことが客観的に確認される場合は、説明会の開催は要しない。

□ ④ 以下の全てを満たす必要があり、例えば単に定量範囲内に居住者が存在しないことを確認し、かつ、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べたケース等では、説明会の開催（開催する準備を行い、終了時刻まで待機する）が必要となる。

①上記(1)の定量基準の範囲内に居住者がいないこと。

②上記(3)の市町村に対する事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べたこと。

③下記3.(3)のシステムを活用した開催案内を実施したこと。

- 資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内については、隣接する土地/建物所有者に対し説明会への出席を希望する旨の連絡が必要となることを周知するため、必要な案内が開催案内に掲載される（必要なシステム改修が実施されている。）。

パブコメ④ #16

④ ③の開催案内の結果、説明会の開催予定日の前々日までに、土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったこと。

- 隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったことについては、認定申請時の提出書類として、その旨を証する書類の提出が求められている（下記6.参照。様式：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html）。

パブコメ④ #16

2. 説明項目・説明事項の確認及び説明会での配布資料の作成

施行規則第4条の2の3第2項第3号、GL p.14-21

- (1) シート6に記載の説明項目・説明事項について説明するための説明資料（説明会で配布するもの）を作成すること。



- 上記1.(3)①c.のとおり、市町村への事前相談は、予定する説明会の配布資料を添付の上行う必要がある。したがって、この段階で説明会の説明項目・説明事項を確認し、配布資料を作成することが必要となる。

3. 説明会の開催案内の実施

施行規則第4条の2の3第2項第2号、GL p.12-14

【総論】再エネ特措法上、説明会の開催予定日の2週間前までに「周辺地域の住民」への開催案内を行う必要がある。

- 開催案内に説明会の開催日時及び開催場所を掲載する必要があることから、開催案内に先立って、「周辺地域の住民」の規模や範囲を踏まえ、合理的な日時及び場所を決定することが必要となる。

施行規則第4条の2の3第2項第2号

- (1) 説明会の開催予定日の2週間前までに、以下のいずれかの方法により、「周辺地域の住民」のうち居住者及び市町村から「周辺地域の住民」として加えるよう意見があつた者に対して開催案内を行うこと。



- 「周辺地域の住民」の範囲については、上記1.を参照。なお、「周辺地域の住民」への開催案内に実施漏れがあり不認定となつた事例が報告されているため、注意が必要。

- ①開催案内の実施方法を以下(i)～(iv)のいずれかから選択すること。

- (i)～(iv)の手法は、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなっており、「居住する者」が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はない。

パブコメ② #27

- (i) ポスティングによる書面配布

施行規則第4条の2の3第2項第2号イ



- （説明会開催日の2週間以上前に行ったことが確認できるよう）ポスティング実施日を配布書面に記載すること（下記6.(2)参照）。

- (i) の方法（ポスティング）による場合には、説明会開催予定日の2週間前までに、対象とすべき「周辺地域の住民」に書類の配布が完了していること。

- 民間のポスティングサービスの活用や郵送による実施も可能。

パブコメ② #59

(ii) 戸別訪問による書面配布	施行規則第4条の2の3第2項第2号イ
・(ii) の方法（戸別訪問）による場合には、説明会開催予定日の2週間前までに、対象とすべき「周辺地域の住民」に書類の配布が完了していること。	
・(ii) の方法（戸別訪問）による場合であっても、書面を配布し、当該書面に基づき案内をすること。	
(iii) 回覧板への掲載	施行規則第4条の2の3第2項第2号口
・(iii) の方法（回覧板への掲載）による場合には、説明会開催予定日の2週間前までに、対象とすべき「周辺地域の住民」に回覧板が回りきるよう、十分に余裕をもって回覧板の回付を開始すること。	
(iv) 関係自治体の公報又は広報誌（紙媒体に限る。）への掲載	施行規則第4条の2の3第2項第2号口
・(iv) の方法（関係自治体への広報又は広報誌への掲載）による場合には、説明会開催予定日の2週間前までに掲載し終え、「周辺地域の住民」が閲覧できること。	

- ②開催案内を行うに当たって、インターネット上のホームページを活用する場合には、(i) ~ (iv) のいずれかの方法と組み合わせて行うこと。

・説明会の開催案内をインターネットを活用した方法のみで行う場合、周辺地域の住民がインターネットへの掲載を認知するきっかけがないことから、**インターネットを活用した方法のみで行うことは認められていない。**

パブコメ② #56-58

- (2) 上記（1）の開催案内を行う際には、以下の事項を明示し、資料を添付すること。（GL添付のGL付録3.の様式を参考にすること。）

・GL付録3.の様式によることは必須ではないが、**仮にGL付録3.によらない場合であっても、以下の事項の掲載は再エネ特措法上の要件として必要。**

・**変更認定の際の説明会の開催案内**については、GL付録3.を参考に、事業者において必要な修正等を加えた上で、適切に実施されることが必要。

パブコメ② #60

- ①説明会の開催日時及び開催場所を記載すること。

・開催案内完了後に説明会の開催日時又は開催場所を変更した場合には、以下の措置が必要となる。

- 開催案内を再度行うこと。
- 開催案内から説明会の開催日までに2週間の期間を設けること。

- ②開催日時及び開催場所の選定に当たっては、「周辺地域の住民」の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な日時及び場所を選定すること。合理的でない日時及び場所の例は以下のとおり。

- 深夜・早朝の時間設定
- 「周辺地域の住民」にとってアクセスが困難な場所

⚠ c. 発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県

⚠ ②開催案内に記載した説明会の開催日時や開催場所に誤りがあり不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

- ③認定申請を行う事業者の氏名（個人の場合）・名称（法人の場合）及び連絡先を記載すること。

・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、**変更後の新認定事業者（変更認定申請を行う事業者）の情報を記載する必要**がある点に留意。

③認定申請に係る再エネ発電事業の概要として以下の全ての事項を記載すること。

- 電源種
 - 事業実施場所
- ⚠ ④認定申請に係る再エネ発電事業に係る工事開始予定期を記載すること。

⚠ 全筆の記載が必要。「代表地番+他」という記載は不可。

- 出力規模

⚠️ • シート6の5.(1)同様、計画変更に伴う説明会を行う場合など、既に設置工事を開始している・完了している場合であっても、着工時期についての記載をしておくのが安全と言える。

- ⑤認定申請に係る再エネ発電設備の運転開始予定期限を記載すること。

⚠️ • シート6の5.(1)同様、計画変更に伴う説明会を行う場合など、既に運転開始をしている場合であっても、運転開始時期について記載しておくのが安全と言える。

- ⑥説明会が再エネ特措法に基づくものであることを記載すること。

• 開催する再エネ特措法に基づく説明会が、他法令・条例に基づく説明会等を兼ねるものである場合には、その旨を追記すること。

GL付録3

- ⑦説明会の参加に当たっての以下の全ての通知事項を記載すること。

□ a. 説明会出席に際して持参すべきもの（身分証明書等（居住する者については、運転免許証等の住所が分かるもの。土地/建物所有者については、登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類））。

□ b. 説明会の参加に当たっては、出席者名簿への記名を行うこと。

□ c. 説明会の録音・録画を行うこと。

□ d. 開催案内に不明点がある場合には事業者連絡先へ問い合わせるべきこと。

• 問合先は、説明会の開催主体である再エネ発電事業者とすることが妥当と考えられる。

パブコメ② #60

- ⚠️ □ ⑧開催案内に開催場所の地図を添付すること。

- (3) 資源エネルギー庁のシステムを通して、資源エネルギー庁に対して、(2) の内容を説明会の開催予定日の2週間前までに提出すること。

施行規則第4条の2の3第2項第2号

• 「周辺地域の住民」のうち、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者への開催案内に関しては、資源エネルギー庁のシステム (<https://www.fit-portal.go.jp/>) を活用して説明会の開催案内を行うことで、その開催案内に係る要件を充足するものとされている。

パブコメ② #29-30

- ⚠️ • 資源エネルギー庁のシステムを活用した開催案内を行うためには、システム上の仮登録が必要。仮登録を実施していない場合や、仮登録上で記載した説明会の開催日時や開催場所に誤りがあり、不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

4. 説明会の開催

施行規則第4条の2の3第2項第3号～第5号、GL p.21-24

【総論】 再エネ特措法上、説明項目・説明事項に加え、説明会開催時の議事等についても要件が定められており、これらも遵守する必要がある。

- (1) シート6の2.～8.の説明項目及び説明事項の全てについて説明すること。

施行規則第4条の2の3第2項第3号

• 説明項目及び説明事項、並びに説明に当たっての留意点についてはシート6を参照。

- (2) 説明会には認定申請を行う事業者自身が出席し、説明項目及び説明事項について説明すること。

施行規則第4条の2の3第2項第3号

- ①認定申請を行う事業者が個人の場合は、当該個人が出席し、説明すること。

- ②認定申請を行う事業者が法人の場合は、法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をできる者が出席し、説明すること。

• 再エネ発電事業を委託事業者に委託する場合は、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明することは有効な手段となる。ただし、この場合であっても、説明の責任主体は事業者自身であり、事業者自身が説明すること。

• 上記のとおり、再エネ発電事業者が、説明会の開催について、委託等により他人に代理させることはできない。再エネ発電事業者がSPCである場合は、当該SPCの代表者が説明をするなど、当該SPC自身が主体となる形で行われることが必要となる。

パブコメ② #84

⇒ すなわち、出資者・スポンサーに所属する担当者が、そのままSPCの代理人として対応することは不可という理解。

・再エネ発電事業者のうち主たる説明者や質疑応答に対応する主たる者や周辺地域の住民については、十分かつ適切なコミュニケーションを図る観点から、対面での参加が必要。ただし、補足的に説明を行う者や、質疑応答に補足的に対応する者について、オンライン会議ツールを使用して遠隔地から参加することを妨げるものではない。

⇒すなわち、再エネ発電事業者自身を含めて、完全なオンライン開催とすることは不可という理解。

・**認定事業者の密接関係者の変更に伴う説明会**については、認定事業者自身の出席が必要であるが、交代した新旧の密接関係者の出席が求められているものではない。

⚠ ① (事業者自身が説明したことを確認できるよう) 説明項目及び説明事項の説明者を資料(議事録)に記載すること(下記6.(5)参照。)

□ ③ 【認定事業者変更のための変更認定申請に伴う説明会の場合】認定事業者の変更に伴う説明会には、原則として、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席すること。

・譲渡人が破産した場合などの法定の手続に則って事業譲渡(破産法等に基づく法定の倒産手続や、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする事業譲渡)が行われる場合は、「新認定事業者」が出席すること。

パブコメ② #85

パブコメ① #78

施行規則第4条の2の3第2項第3号、GL p.30

GL p.31、パブコメ② #109-111

□ (3) 説明会の出席者名簿を作成すること。

施行規則第4条の2第2項第7号の3、GL p.25-26

- ・下記6.(4)のとおり、認定申請に当たっては出席者名簿の提出が必要となる。
- ・「周辺地域の住民」が説明会に参加する場合は、受付において、**身分証明書等**(居住する者については、運転免許証等の住所が分かるもの。土地/建物所有者については、登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類。)を呈示する。
- ・**高齢の住民の代理**で家族が出席する場合等に関して、「周辺地域の住民」の法律に基づく代理権を有する者(成年後見人等)は、説明会に参加することができる。
- ・**市町村の担当者**が説明会への出席を希望する場合は、事業者による「周辺地域の住民」の事前相談への回答の際に、GLに添付の様式「自治体意見の様式」(GL付録2.)における備考欄にその旨を記入し、事業者に伝えた上で、説明会に出席することができる。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者に該当する者は、説明会に参加できない。

パブコメ② #88-90

□ (4) 事業者の提出資料(下記6.)の記載事項に関し、事後的に客観的な検証をすることができるよう、説明会の議事全般について、全景を録音(音声の記録)・録画(映像の記録)し、記録媒体に記録すること。

施行規則第4条の2の3第2項第5号、GL p.24

パブコメ② #99

- ・録音・録画の保管は、説明会の内容に疑義が生じた場合に、事後的に検証を行うことを可能にするためのもの。住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、録画及び録音の提出を求めることがある。

□ ①出席者のプライバシーを保護するため、出席者の背面から、説明者が映る角度で録画すること。

・事業者が上記以外の方法で説明会の録音・録画を行うことや、事業者以外の者(参加者等)が説明会の録音・録画を行うことはできない。

□ ②説明会の録音・録画を行うことを説明会の冒頭において、再度説明すること。

□ (5) 「周辺地域の住民」の質問及び意見に回答するための質疑時間を確保すること。

施行規則第4条の2の3第2項第4号、GL p.23

□ ①参加者からの質問等に十分対応できる質疑時間を確保すること。

・説明会がかえって形骸化することを防ぐため、質疑時間として確保すべき時間を具体的に定めることはされていない。

□ ②説明会への見込出席人数などを踏まえ、十分な質疑時間を確保するために必要な開催時間を確保すること。

- ③質疑時間の開始直後に質問等の申出がなかった場合であっても、議事において予定した開催時間の間は、当該会場において質問等に対応できる体制を整えておくこと。
 - ・結果として説明会に出席者がいない場合でも、説明会を開催する（開催する準備を行い、終了時刻まで待機する）ことが必要である。なお、説明会を開催した（終了時刻まで待機した）ことを確認するために録画・録音の提出が必要となる場合もあるため、注意が必要。

GL p.9

□ (6) 「周辺地域の住民」の質疑時間における質問等に誠実に対応すること。

施行規則第4条の2の3第2項第4号、GL p.23-24

- ①「周辺地域の住民」からの質問等については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討すること。
- ②所定の開催時間の間、「周辺地域の住民」の途中参加や途中退出が可能な形とすること。
- ③説明会の開催前又は開催中において、「周辺地域の住民」の説明会への参加を拒んだり、参加を断念させたりする行為を行わないこと。
- ④参加者からの質問に加えて、意見についても、以下の要素を含んだ「誠実な対応」を行うこと。
 - a. 事実に基づき正確に説明すること。
 - b. 客観的かつ具体的に回答すること。
 - c. 回答の理由や背景についても言及すること。
 - d. 回答することで、個人情報・プライバシー・権利等を侵害するおそれがある質問等については、可能な範囲内で回答すること。回答を控える場合は、その理由を説明すること。
 - ・上記④に違反した場合は、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を受ける点に留意。

5. 質問募集フォームの実施

施行規則第4条の2の3第2項第6号、GL p.23

【総論】 質問等の提出先を定めて、説明会の際に説明する（配布資料への掲載を含む。）ことが必要。また、質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催することが求められる。

□ (1) 説明会の開催後、2週間以上の期間にわたり、説明会に出席した「周辺地域の住民」の質問等を受け付けること。

施行規則第4条の2の3第2項第6号、GL p.23

- ・質問等を提出する者は、提出に当たって氏名を記載することとされている。
- ⚠ ②(2週間以上の期間にわたり質問募集フォームを設置したことを確認するため、)受付期間を説明資料に記載すること（シート6の1.(4)参照）。
- ①質問募集フォームにおける質問等の受付方法は、メール、郵送、インターネット又はこれらを組み合わせる方法から事業者が選択した形式とすること。
 - ・シート6の1.(4)のとおり、①で選択した形式については、説明会において、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLを明示した上で、周辺地域の住民に周知することが必要となる。
- ②責任主体を明確化する観点から、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、事業者のものとすること。
 - ・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意。
 - ⚠ ③質問募集フォームの提出先が（事業者自身ではなく）委託先であったため不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

□ (2) 受け付けた質問等に対して、書面をもって誠実に回答すること。

- ①事業者が質問等に回答する際には、個別の回答を各質問等提出者に対して行うのではなく、原則的に、開催案内を行う際に採用した方法（上記3.(1)）と同じ方法で行うこと。
 - ⚠ ④質問等提出者への個別回答しか実施されていなかったため不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

- ②①の際に、実質的に重複する内容の質問等があった場合には、質問等の趣旨が損われない範囲内において、それら質問等を一つのものとしてまとめた上で、当該まとめた質問等に対して一つの回答を記載するなど、分かりやすく工夫を行うこと。
- ③回答に当たっては、上記4.(6)の「誠実な対応」の考え方へ則って回答すること。

- (3) 質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催して、作成した書面での回答をもとに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答すること。
 - ・当該再度開催する説明会においては、回答内容を記載した書面を作成し、説明会において配布すること。

6. 認定申請時に提出が必要となる資料の作成

施行規則第4条の2第2項第7号の3、GL p.25-26

【総論】再エネ特措法上、認定申請に当たっては、説明会を開催したことを証するためには必要な報告書その他の書類を提出する必要がある。下記の書類について、事業者が提出した資料に虚偽が発覚した場合は、再エネ特措法上の要件を満たさないものとして、認定を行わず、または認定の取り消しなどの厳格な対応が行われる。

- (1) 「周辺地域の住民」の範囲に係る次の資料を提出すること。(上記1.参照)
 - ①実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等
 - ②市町村に対して事前相談を行った際の書面 (GL付録1.)
 - ③市町村の意見に係る書面 (GL付録2.)
- (2) 開催案内に係る次の資料を提出すること。(上記3.参照)
 - ①配布書面又は回覧板/関係自治体の公報若しくは広報誌に掲載した書面
 - ②開催案内を実施した「周辺地域の住民」の範囲が分かる書面
 - ・ポスティング又は戸別訪問を行った場合には、住所等で場所を特定すること。
 - ・回覧板/関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合には、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出すること。
 - (3) 説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料を提出すること。(上記2.及びシート6参照)
 - (4) 説明会の出席者名簿を提出すること。(上記4.(3)参照)
 - (5) 説明会開始時から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容についての議事録を提出すること。
 - ・主な説明内容と質疑時間の全部について作成し、質疑時間については逐語での議事録とすること。
 - ・「議事録」については、事務負担の効率化にも配慮し、逐語によるものを求める範囲は質疑応答の時間としている。
 - ・議事録が正確に作成されたことを確認するため、説明会の録音・録画に照らしてその内容を確認することが考えられる(以下7.(1)のとおり、録音・録画は保管の上、資源エネルギー庁から事後的な提出を求められる場合もあることに留意。)。

パブコメ② #103

- ⚠
 - ・(認定申請を行う事業者が説明を行ったことが確認できるよう) 質疑応答以外の資料の読み上げを行った者の氏名等を記載すること。
- ⚠
 - ・認定事業者の変更に伴う説明会の場合には、旧認定事業者及び新認定事業者の双方が出席したことが分かる形とすること。
- ⚠
 - ・(開催案内通りの日時で開催されたことを確認できるよう) 説明会の開始時刻及び終了時刻を記載すること。

- (6) 質問募集フォームにおける質問等及び「周辺地域の住民」に示した回答を提出すること。
 - ・質問等の提出がなかった場合は、その旨を報告すること。

- (7) 事業者による説明会での説明や質疑時間でのやり取りの概要を報告する説明会概要報告書（GL付録4.）を提出すること。
 - ・実務的には、資源エネルギー庁のシステムにおいて認定申請を行う際に、該当内容を入力する方法で提出することとなる。
 - ・下記7.のとおり、GL付録4.の様式により提出された情報は、資源エネルギー庁のシステムを通じて公表される。

施行規則第7条第1項第7号

7. 認定申請後の留意点

- (1) 説明会の録音・録画の記録を、調達期間又は交付期間が終了するまでの間、継続して適切に保管（※1）すること。
 - （※1）「適切に保管」とは、録音・録画を適切に管理（その複製の管理及び電子記録媒体の適切な管理方法の変更を含む）並びに（期間終了後は）適切に廃棄することをいう。
 - ・事業者の提出資料（上記6.参照）の記載事項に関し、事後的に客観的な検証が必要となった場合に資源エネルギー庁の求めに応じて提出できるよう、説明会開催及び認定申請後も（調達期間又は交付期間が終了するまでの間）、引き続き保管が必要となる。
- ①事業譲渡等により、認定事業者を変更するときは、録音・録画に係る記録媒体を変更後の認定事業者へと引き継ぐこと。
- ②出席者のプライバシーの保護等の観点から、録音・録画を対外公表しないこと。
 - ・事業者が録音・録画を対外公表した場合は、適切な管理を行っていないものとして認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を受ける点に留意。

施行規則第4条の2の3第2項第5号、GL p.24

- ・説明会概要報告書（GL付録4.）は、認定後に資源エネルギー庁のシステムを通じて公表することとされている点に留意（<https://www.fit-portal.go.jp/PublicBriefingCertInfo>）。

施行規則第7条第1項第7号、GL p.26

- ・シート6の1.のとおり、説明会において説明した内容が、説明会後、実際に行われた再エネ発電事業と異なる場合は、虚偽の説明を行ったものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うこととされている点に留意。説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームが整備されている（<https://saiene.go.jp/register/>）。

GL p.14、パブコメ② #99

〈シート5〉 事前周知措置の準備及び実施

1. 「周辺地域の住民」(事前周知措置の対象となる住民)の範囲の確定

法令・GL上の根拠、
関係資料等

【総論】再エネ特措法上、以下の範囲の「周辺地域の住民」が事前周知措置の対象となる。

施行規則第4条の2の3第3項第1号、GL p.27

□ (1) 定量基準の範囲内の居住者を確認すること。

- ・再エネ発電事業の実施場所（※1）の敷地境界線（※3）からの水平距離が100m内の居住者（※4）は、「周辺地域の住民」に含まれる。

（※1）「実施場所」とは、再エネ発電事業を実施する場所を意味し、原則として、再エネ特措法における発電設備（※2）の設置場所（地番単位）を指す。

（※2）「発電設備」とは、発電機のみならず、遮断器などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所を含む（バイオマス発電事業にあっては、燃料置場（ストックヤード）の場所を含む。）ものであり、送電線路は含まない。

（※3）「敷地境界線」とは、事業区画を区別するフェンス等ではなく、事業用地の土地の筆界を指す。

（※4）「居住者」とは、当該区域に住民票を有する者を指す。ただし、居住者が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はない。

・範囲内に居住者が存在しないことを確認した場合は、「周辺地域の住民」がないことが客観的に確認されるため、この場合は、結果として、事前周知措置の実施は要しないこととなる。

・説明会の場合と異なり、隣接する土地又はその上にある建物の所有者や、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に対して自治体相談により加えられた者は、「周辺地域の住民」の範囲に含まれない（シート4の1.参照）。したがって、市町村への事前相談を経る必要はない。

施行規則第4条の2の3第2項第1号イ-ハ

パブコメ① #39

パブコメ① #40

GL p.27

2. 事前周知措置の実施方法の検討

施行規則第4条の2の3第3項第2号、GL p.27-28

□ (1) 上記1の「周辺地域の住民」に対して、以下のいずれかの方法により、シート6に記載の説明項目及び説明事項の全てについて周知すること。

- (i) ポスティングによる書面配布

⚠ 事前周知措置を実施した日が確認できるよう、ポスティング実施日を配布書面に記載すること（下記5.(1)参照）。

- (ii) 戸別訪問による書面配布

・(ii) の方法（戸別訪問）による場合であっても、書面を配布し、当該書面に基づき案内をすること。

- (iii) インターネット上で「周辺地域の住民」の閲覧に供するとともに、主たるホームページのアドレスを回覧板に掲載する方法

・物理的な制限から、必要な周知内容を回覧板で網羅することが困難であると想定されることから、必要な情報を事業者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載し、当該主たるホームページのアドレス等を回覧板に掲載する方法で、事前周知措置を実施すること。

・上記のとおり、事前周知措置の責任主体を明確化する観点から、必要な情報が掲載されるホームページについては、当該事業者のものである必要がある。再エネ発電事業者がSPCの場合、当該SPCのホームページを設置し、その主たるホームページに掲載した上で、その密接関係者が設置する主たるホームページにリンクを貼るなどしつつ、当該SPCの主たるホームページのアドレス等を回覧板に掲載する方法が考えられる。

- (iv) インターネット上で「周辺地域の住民」の閲覧に供するとともに、主たるホームページのアドレスを関係自治体の公報又は広報誌へ掲載する方法

パブコメ② #105

・物理的な制限から、必要な周知内容を関係自治体の公報又は広報誌で網羅することが困難であると想定されることから、必要な情報を事業者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載し、当該主たるホームページのアドレス等を関係自治体の公報又は広報誌に掲載する方法で、事前周知措置を実施すること。

・上記のとおり、事前周知措置の責任主体を明確化する観点から、必要な情報が掲載されるホームページについては、当該事業者のものである必要がある。再エネ発電事業者がSPCの場合、当該SPCのホームページを設置し、その主たるホームページに掲載した上で、その密接関係者が設置する主たるホームページにリンクを貼るなどしつつ、当該SPCの主たるホームページのアドレス等を自治体広報誌に掲載する方法が考えられる。

バズコメ② #105

施行規則第4条の2の3第3項第2号、第2項第3号、GL p.14-21,27-28

施行規則第4条の2の3第2項第3号、第3項第2号

3. 事前周知措置で事前周知する内容（説明項目・説明事項）の検討、事前周知措置の実施

- (1) 上記1.の「周辺地域の住民」に対して、上記2.の方法により、シート6に記載の説明項目及び説明事項の全てについて周知すること。
- (2) 事前周知措置を実施するに当たり、当該事前周知措置が再エネ特措法に基づくものであることを明示すること。

4. 質問募集フォームの実施

施行規則第4条の2の3第3項第3号、GL p.23、27-28

【総論】 事前周知措置の実施後においても、以下のとおり、質問募集フォームによって質問を受け付け、誠実に回答する必要がある。

- (1) 事前周知措置の実施後、2週間以上の期間にわたり、「周辺地域の住民」の質問等を受け付けること。
 - ・質問等を提出する者は、提出に当たって氏名を記載することとされている。
 - ①質問募集フォームにおける質問等の受付方法は、メール、郵送、インターネット又はこれらを組み合わせる方法から事業者が選択した形式とすること。
 - ・シート6の1.(4)のとおり、①で選択した形式については、事前周知措置の実施において、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLを明示した上で、周辺地域の住民に周知することが必要となる。
 - ②責任主体を明確化する観点から、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、事業者のものとすること。
 - ・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意。
 - ⚠ ③質問募集フォームの提出先が（事業者自身ではなく）委託先であったため不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

- (2) 受け付けた質問等に対して、書面をもって誠実に回答すること。

- ①事業者が質問等に回答する際には、個別の回答を各質問等提出者に対して行うのではなく、原則的に、事前周知措置を実施する際に採用した方法（上記3.(1)）と同じ方法で行うこと。
 - ⚠ ②①の際に、実質的に重複する内容の質問等があった場合には、質問等の趣旨が損われない範囲内において、それら質問等を一つのものとしてまとめた上で、当該まとめた質問等に対して一つの回答を記載するなど、分かりやすく工夫を行うこと。
 - ③回答に当たっては、シート4の4.(6)の「誠実な対応」の考え方方に則って回答すること。

- (3) 質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度事前周知措置を実施して、直接周知すること。

5. 認定申請時に提出が必要となる資料の作成

施行規則第4条の2第2項第7号の3、GL p.28

【総論】再エネ特措法上、認定申請に当たっては、事前周知措置を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類を提出する必要がある。下記の書類について、事業者が提出した資料に虚偽が発覚した場合は、再エネ特措法上の要件を満たさないものとして、認定を行わず、または認定の取り消しなどの厳格な対応が行われる。

□ (1) 事前周知措置の実施に係る次の資料を提出すること。(上記2.参照)

(i) ポスティング又は戸別訪問を行った場合は、配布資料を提出すること。

⚠ □ ・事前周知措置を実施した日を確認できるよう、ポスティング実施日が配布書面に記載されていることを確認すること。

(ii) 回覧板/関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合は、回覧板/関係自治体の公報又は広報誌への掲載内容に加えて、ホームページに掲載した内容を提出すること。

□ (2) 事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書面を提出すること。(上記1.参照)

□ ・ポスティング又は戸別訪問を行った場合には、住所等で場所を特定すること。

□ ・回覧板/関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合にあっては、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出すること。

□ (3) 質問募集フォームにおける質問等及び「周辺地域の住民」に示した回答を提出すること。(上記4.(2)参照)

・質問等の提出がなかった場合は、その旨を報告すること。

□ (4) 実施した事前周知措置の概要を報告する事前周知措置概要報告書(GL付録4.)を提出すること。

・実務的には、資源エネルギー庁のシステムにおいて認定申請を行う際に、該当内容を入力する方法で提出することとなる。

・下記6.のとおり、GL付録4.の様式により提出された情報は、資源エネルギー庁のシステムを通じて公表される。

施行規則第7条第1項第7号

6. 認定申請後の留意点

・事前周知措置概要報告書(GL付録4.)は、認定後に資源エネルギー庁のシステムを通じて公表することとされている点に留意(<https://www.fit-portal.go.jp/PublicBriefingCertInfo>)。

施行規則第7条第1項第7号、GL p.26

・シート6の1.のとおり、事前周知措置において周知した内容が、事前周知措置実施後、実際に行われた再エネ発電事業と異なる場合は、虚偽の説明を行ったものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うこととされている点に留意。事前周知措置の周知内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームが整備されている(<https://saiene.go.jp/register/>)。

GL p.14

〈シート6〉 説明会項目及び説明事項

1. 総論

法令・GL上の根拠、
関係資料等

【総論】 説明資料には、全ての説明項目の概要等の他、記載（説明）が必要な事項があるため注意が必要。

- (1) 説明会での説明及び事前周知措置での周知に当たっては、以下2.～8.の説明項目及び説明事項の全てについて説明すること。

施行規則第4条の2の3第2項第3号、第3項第2号

パブコメ④ #12

FIT/FIP認定申請の内容に不備等がある場合には補正や補足説明が求められるところ、説明会等についても、その実施内容に不備があるときは、その事案に応じて、説明会等の再実施や補足説明を求められ、少なくとも説明項目や説明事項に説明漏れがある場合には、説明会の再実施が求められている。

・どのような仕方で説明するか（howの部分）については、GLに示す説明の仕方に限定されず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ適切な説明が必要であるとされているが、説明項目及び説明事項（whatの部分）については漏れなく説明することが再エネ特措法上の要件として求められている。

- (2) 説明会での説明に当たっては、資料を配布し、当該資料に基づいて説明すること。

GL p.14

・説明会では、配布資料を作成し、当該資料に基づいて説明することがGL上求められている。

- (3) 配布資料においては、全ての説明項目について概要を記載すること。

GL p.14

・説明会では、下記2.～8.の説明項目について、それぞれ定める説明事項に係る説明をすることが必要となる。このような説明をしたことを裏付けるためにも、全ての説明項目の概要について記載することがGL上求められている。

・分かりやすく説明するため、必要に応じて、説明を補足する図面やイメージ写真（電気設備、原動力設備、排水対策施設、柵塀、標識等を設置する場所が具体的に分かるもの等）などを活用することが求められている。

- (4) 質問募集フォームに関して、質問の受付方法として選択した形式については、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLを明示した上で、説明会において周知すること。

施行規則第4条の2の3第2項第6号、GL p.23

質問募集フォームについては、シート4の5.及びシート5の4.も参照。

- (5) **【認定事業者変更のための変更認定申請に伴う説明会又は事前周知措置の場合】** 配布資料において事業者名を記載する際には、旧認定事業者及び新認定事業者双方が出席したこと／双方名義であることを記すこと。

施行規則第4条の2の3第2項第3号、GL p.30

施行規則第4条の2の3第2項第3号、GL p.30

・**【説明会の場合】** 認定事業者の変更に伴う説明会には、原則として、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席することが必要。

・**【事前周知措置の場合】** 認定事業者の変更に伴う事前周知措置は、旧認定事業者と新認定事業者の双方の名義で実施することが必要。

・双方出席（双方名義）を客観的に確認できるよう、説明会での配布資料等の資料／事前周知措置の配布書面上記載することが必要。

- (6) **【計画変更に伴う説明会又は事前周知措置の場合】** 再エネ特措法に基づく説明会等を過去に行っているかどうかに応じて、説明すべき説明項目及び説明事項が異なるため、再エネ特措法に基づく説明会等を過去に行ったか否かを確認すること。

施行規則第4条の2の3第2項第3号柱書、GL p.30-31

・計画変更に伴う説明会又は事前周知措置の場合であって、特に下記(i)の場合（説明項目及び説明事項の全てについて説明する必要がある場合）、**必要に応じて過去の情報も含めて説明することが必要**。例えば、運転開始済みの案件の場合、運転開始前の情報（着工時期や運転開始時期についての情報など）も含めて説明する必要がある。認定事業者の変更を予定している場合や、過去にあった場合は、旧認定事業者から情報を取り継ぐことも重要。

(i) 【再エネ特措法に基づく説明会又は事前周知措置を過去に行っていない場合】(下記(ii)以外の場合) :

説明項目及び説明事項の全てについて説明すること。

(ii) 【既に再エネ特措法の要件を満たす説明会又は事前周知措置を実施している場合(※1)】:

説明項目及び説明事項のうち、既に実施された説明会等において説明又は周知された事項から変更があった事項に係る項目

(※1) 「既に再エネ特措法の要件を満たす説明会等を実施している場合」とは、令和6年4月1日後に新規認定を取得する際に認定要件として説明会等を行った場合、同日後に変更認定に伴う説明会を行った場合、再エネ特措法の要件を全て充足する任意の説明会を実施した場合などをいう。

⚠ ① 要件不充足により再度の説明会を実施する場合に、上記(※1)の場合に該当すると誤解し、再度の説明会において不備の指摘があった事項しか説明せず、不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

② 変更認定の契機となった変更の他に、従前の説明会時点から説明内容に変更があった場合は、当該変更に関係する全ての説明項目及び説明事項について説明すること。

□ (7) 【複数時期に説明会の開催が必要な場合】各開催時期に係る説明会において求められる事項等に従って説明すること。(シート3参照)

施行規則第4条の2の3第2項第7号イ～ニ、GL p.9-12

シート3に記載のとおり、複数時期に説明会の開催が求められる場合は、各開催時期の説明会において求められる事項等があり、これに応じた説明を行うことが必要となる。

□ (8) 【再エネ特措法に基づく説明会と、他法令・条例に基づく説明会等を一つの説明会で実施する場合】周辺地域の住民に対し、当該説明会等が再エネ特措法に基づくものであることを認識できるようにすること(開催案内について明記した上で、説明会においてもその旨を明示的に説明すること。)

パブコメ① #18-20

・説明会において説明した内容や、事前周知措置において周知した内容が、説明会開催後又は事前周知措置実施後、実際に行われた再エネ発電事業と異なる場合は、虚偽の説明を行ったものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行うこととされている点に注意。

GL p.14

2. 再エネ発電事業計画の概要

施行規則第4条の2の3第2項第3号イ、GL p.14-16

・認定申請時に提出する再エネ発電事業計画に記載する内容を説明することが必要となる。

□ (1) 「認定申請を行おうとする事業者」について説明すること。

・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意。

□ (2) 「電源種」について説明すること。

・太陽光発電設備等、電源種の記載が必要。

□ (3) 「設置形態」について説明すること。

・例えば、太陽光発電設備における地上設置形態等の記載が想定されている。

⚠ ① 上記のとおり、再エネ発電事業計画に記載する内容を説明すること。単に「営農型」とのみ記載した場合や、営農型太陽光発電設備であって、野立てと表示することは不十分。

□ (4) 「出力」について説明すること。

・kW単位で出力を記載する必要がある。

⚠ ② 単に「低圧電源」などと記載することは不十分。

□ (5) 「実施場所」について説明すること。

・対象となる全ての地番を記載すること。

⚠ ③ 地番単位での説明が必要である。代表地番の記載では不十分。

- (6) 「災害時の活用可能性（パワーコンディショナーの自立運転機能の有無）」について説明すること。
- (7) 「災害時の活用可能性（給電用コンセントの有無）」について説明すること。
 - ・入札対象案件の場合には、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意すること。入札の競争性に影響を与える説明について、質問等に対する回答を控える場合は、その理由を説明することが必要。

3. 関係法令遵守状況

施行規則第4条の2の3第2項第3号口、GL p.14-16

【総論】 ある許認可等の取得が不要である場合であっても、下記の関係法令（下記（1）の①～③）の全てについて説明し、説明資料にも列挙する必要がある。
指摘事例が多い説明項目であるため、網羅的に説明及び記載ができていることを十分注意することが必要である。

- (1) 以下の許認可等の手続に係る関係法令について、以下（2）の内容を記載すること。
 - ・以下（2）のとおり、下記の関係法令（下記①～③）については、その手続による許認可等の取得が不要である場合も、その旨を説明することが必要である。したがって、配布資料／配布書面においては、下記の関係法令に基づく許認可等（下記①～③）の全てについて網羅的に記載する必要がある。

- ⚠ □ 配布資料／配布書面においては、法令名や地方自治体固有の許認可名称等については、省略せず、**正式な法令名**を記載すること。

①再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

- a. 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（林地開発許可）
- b. 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の許可
- c. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可
- d. 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分
- e. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項及び第42条第1項の許可
- f. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可

②認定申請時に提出を求めている「**再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書**」に記載の法令に基づく許認可・届出等況

- ⚠ □ 「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」については、**説明会の実施時点における最新版の様式に準拠する必要**がある。以下は資源エネルギー庁HPに掲載された2025年5月1日更新版に基づき記載しているところ、**必ず最新の「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」を参照し、網羅性を確認すること。**

パブコメ④ #21

- ・以下では上記①と重複する許認可等についても記載している。
- a. 国土利用計画法に基づく土地売買等届出
- b. 都市計画法に基づく開発許可
- c. 河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可
- d. 港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出
- e. 海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可
- f. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
- g. 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- h. 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可
- i. 景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出

- j. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
 - k. 農地法に基づく農地転用許可
 - l. 森林法に基づく林地開発許可
 - m. 森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出
 - n. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
 - o. 土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出
 - p. 自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
 - q. 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可
 - r. 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
 - s. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可
 - t. 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
 - u. 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
 - v. 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届
- ③【該当する場合（但し、該当しない場合は該当しない旨の説明が必要）】条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等
- (2) 上記(1)の許認可等の手続に係る関係法令につき、「その手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制」について説明すること。
- ①手続の要否について説明すること。
- ・「その手続の要否」については、その手続による許認可等の取得が不要である場合も、その旨を説明することが必要。
- ⚠ ②運転開始済案件が重要な事項を変更しようとする際の変更認定時の説明会では、新規認定時点では取得不要であった許認可等であっても、現時点で再エネ発電事業の実施に当たって取得が必要な許認可等であれば、当該許認可等は当然に取得すべきである点を前提として、これについて説明することが必要である。
- パブコメ① #71
- ③許認可等の取得状況として、以下について説明すること。
- a. 手続の進捗状況
- b. 許認可等の取得状況
- ④取得手続のスケジュールについて説明すること。
- ・「取得手続のスケジュール」については、手続が完了していない場合又は許認可等が取得できていない場合は、手続完了又は許認可取得に向けた具体的なスケジュール（予定）を説明すること。
- ④法令を遵守するための実施体制について説明すること。
- ・「法令遵守のための実施体制」については、法令遵守のために必要な計画の策定及びその実施のための人員配置・体制構築等について説明すること。

4. 土地権原取得状況

施行規則第4条の2の3第2項第3号ハ、GL p.15-16

- (1)「再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無」について説明すること。

- ・土地所有者等のプライバシーの保護等の観点を踏まえ、土地に係る登記や、使用権原に係る契約書そのものを示す必要はない。

⚠ **・認定地番全てに係る土地使用権原の取得有無を記載すること。**

□ **(2) 【説明会開催時点で(1)を未取得の場合】(1)の「取得状況」について説明すること。**

- ・取得の見込み（交渉中であること等）は、土地所有者等のプライバシーへ配慮しながら、可能な範囲内において、具体的に説明すること。

5. 設置工事の概要

施行規則第4条の2の3第2項第3号二、GL p.15

□ **(1) 再エネ発電事業の設置工事の概要として、以下の事項について説明すること。**

- a. 着工予定の時期
 - ⚠ **・計画変更に伴う説明会又は事前周知措置を行う場合など、既に設置工事を開始している・完了している場合であっても、着工時期についての記載が必要。**
- b. 運転開始予定の時期
 - ⚠ **・上記と同様、計画変更に伴う説明会又は事前周知措置を行う場合など、既に運転開始をしている場合であっても、運転開始時期について記載しておくのが安全と言える。**
- c. a.b.の他、予定する工事のスケジュール

6. 関係者情報

施行規則第4条の2の3第2項第3号ホ、GL p.15-16

- ・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、**変更後の新認定事業者（変更認定申請を行う事業者）の情報を記載する必要**がある点に留意。

- **(1) 【事業者が法人の場合】** 代表者の氏名を説明すること。
- **(2) 【事業者が法人の場合】** 代表者の概要について説明すること。
- **(3) 【事業者が法人の場合】** 役員の氏名を説明すること。
- **(4) 【事業者が法人の場合】** 役員の概要について説明すること。

⚠ **・氏名のみの記載では不十分であり、役職名などの概要も説明することが必要。**

□ **(5) 【事業者が法人の場合】「主な出資者」(※1)について説明すること。**

(※1) 「主な出資者」とは、以下の者をいう。

- (i) **【認定事業者が持分会社の場合】** 事業者の社員
- (ii) **【認定事業者が株式会社の場合】** 事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者
- (iii) **【匿名組合出資が行われている場合】** 事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位5位までの出資持分を保有する者
- (iv) 上記(i)～(iii)の者の親会社 **(※2)**
 - (※2) 「親会社」**とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。⇒したがって、直接の親会社だけでなく間接の親会社も含まれる。

□ **(6) 「予定している保守点検責任者」について説明すること。**

⚠ **・保守点検責任者が法人である場合は、代表者名（責任者名）も記載すること。**

7. 事業の影響と予防措置

施行規則第4条の2の3第2項第3号へ、GL p.16-21

【総論】電源種や案件の状況により、説明が必要な説明事項が異なる。該当する説明事項については、それぞれ「事業の影響」と「予防措置」の両方の説明が必要。また、どのような仕方で説明するか (howの部分)については、GLに示す説明の仕方に限定されず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ適切な説明が必要であるとされているが、説明項目及び説明事項 (whatの部分)については漏れなく説明することが再エネ特措法上の要件として求められている。

GL p.14

・特に事業の影響と予防措置の説明に関しては、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、地域の実情や個別事案の状況に照らしながら、適切かつ十分な情報を提供すること。

GL p.14、パブコメ② #64-66

・上記のとおり、説明の仕方の選択に当たっては、ガイドラインにおける説明例が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することが必要であり、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要。

GL p.14、パブコメ② #75-76

⚠・変更認定申請に伴って初めて再エネ特措法に基づく説明会を行う場合に、当該変更による影響しか説明せず（例えば、「認定事業者を変更するだけで、既に事業を実施しているため影響はない」などと説明）、不認定となった事例や、説明会後に発生する工事による影響しか説明せず、不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

・説明に際しては、必要に応じて事業に関する過去の情報も含めて説明することが必要である点に留意（特に計画変更（変更認定申請）に伴って行う説明会又は事前周知措置の場合は注意。）。

□ (1) **【全電源対象】「安全面の影響及び予防措置」について、関係省庁申合せ（※1）における整理に準拠する形で、以下①～⑨について、a.「事業の影響」及びb.「予防措置」を説明すること。**

施行規則第4条の2の3第2項第3号へ、GL p.16-18

（※1）「関係省庁申し合わせ」とは、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（令和5年5月25日）のことをいう。

・関係省庁申し合わせは太陽光発電設備に関するものであるが、太陽光発電以外の電源も含め、その内容を参考にしながら、関係省庁申し合わせに準拠する形で（以下の説明事項の全てについて）説明すること。

□ 事業による影響が想定されない場合であっても、一切説明しないことは許容されず、その理由を端的かつ具体的に説明することが必要。事業による影響が想定されない場合であっても、b.「予防措置」についても説明が必要（不要である等）。

GL p.14

□ ① 「斜面への設置」に関する a. 事業の影響及びb. 予防措置

●（説明例）再エネ発電設備を斜面に設置する場合は、その旨を説明する。また、傾斜度30度以上から土砂の流出や崩壊等の発生頻度が高くなる傾向があることを踏まえ、設置場所の勾配及び当該勾配を踏まえた事業の影響及び予防措置について説明する。

□ ② 「盛土・切土」に関する a. 事業の影響及びb. 予防措置

●（説明例）盛土・切土（敷均しを含む。以下同じ。）を伴う土地開発を行う場合は、その旨を説明する。また、特に大規模な土砂流出又は崩壊その他の災害の要因となり得るため、盛土・切土による事業の影響及び予防措置について説明する。

□ ③ 「地盤強度」に関する a. 事業の影響及びb. 予防措置

●（説明例）設置場所の傾斜や地盤強度、切土・盛土の予定などを踏まえ、設置場所の地盤強度や、事業の影響及び予防措置について説明する。

□ ④ 「排水対策」に関する a. 事業の影響及びb. 予防措置

●（説明例）雨水や地下水などの状況を踏まえ、再エネ発電事業を実施するに当たって実施する排水対策について説明する。

□ ⑤ 「法面保護・斜面崩落防止策」に関する a. 事業の影響及びb. 予防措置

●（説明例）設置場所の現地の諸条件や周辺環境、施工後の維持管理等を考慮し、実施する法面保護・斜面崩落防止策について説明する。

- ⑥ 「防災施設の先行設置」に関する a.事業の影響及びb.予防措置
 - (説明例) あらかじめ防災施設と他の開発行為の施工順序を整理の上、**主要な防災施設を先行して設置するまでの間は、他の開発行為の施工を制限すること**を説明する。施設配置の計画上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、施工地全体の安全性を確保できるよう本設と同程度の機能を持つ**仮設の防災施設を適切な箇所に設置すること**などについて説明する。
 - ⑦ 「設備設計」に関する a .事業の影響及びb.予防措置
 - (説明例) 傾斜地及び地盤の形状、台風や地震などの災害による影響、風圧荷重、積雪荷重、地盤の支持力、必要な根入れ深さ（土かぶり）等を考慮した上で、**基礎設計の概要**について説明する。
 - ⑧ 「施行後の管理の継続性」に関する a .事業の影響及びb.予防措置
 - (説明例) 供用期間にわたって、発電設備や防災施設等の設置目的、機能、性能が維持されるよう、設置箇所の自然条件、設計条件、構造特性等を勘案した上で、**維持管理計画及び実施体制の概要**について説明する。
 - ⑨ 「事業終了後の措置」に関する a .事業の影響及びb.予防措置
 - (説明例) 整地等の事後措置を行うことを基本として、事業終了後の土地の取扱いに関し、**再エネ発電事業終了後の設備撤去や土地の原状回復**について説明する。
- (2) **【該当する場合（但し、該当しない場合は該当しない旨の説明が必要）】「景観面への影響及び予防措置」**について、自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合は、再エネ発電事業による景観面への a .「事業の影響」及びb.「予防措置」について説明すること。
- 施行規則第4条の2の3第2項第3号へ、GL p.16-18
- GL p.14
- ・事業による影響が想定されない場合であっても、一切説明しないことは許容されず、その理由を端的かつ具体的に説明することが必要。事業による影響が想定されない場合であっても、b.「予防措置」についても説明が必要（不要である等）。
 - ・イメージ図（例：フォトモンタージュ法）等を用いながら分かりやすく説明することが望ましいとされている。
- ①自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアへの該当性
 - ⚠ □ **・【保護エリアに該当する場合】**該当する旨及び該当する条例及び保護エリアについての説明が必要。
 - ⚠ □ **・【保護エリアに該当しない場合】**この場合であっても、該当しない旨の説明が必要。
 - ② a .「事業の影響」として、「景観面への影響」
 - (説明例) **予定する再エネ発電事業が景観面へ与え得る影響について、景観に影響を与える客観的要素**に言及しながら、具体的に説明する。景観に影響を与える客観的要素としては、例えば以下の要素が挙げられる。
 - i . 再エネ発電設備の高さ
 - ii . 敷地境界線から設備までの距離
 - iii . 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否
 - ③b.「予防措置」として、「適切な予防措置を講ずること」
 - ● (説明例) 上記②の説明を前提に、**当該影響を排除又は軽減するために講ずる予定の適切な予防措置**について説明する。
 - ● (説明例) **【条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されている場合】**当該予防措置を講ずる予定である旨を説明する。
 - ● (説明例) **【条例で景観保護を目的とした予防措置等が規定されていない場合】**この場合は、①の説明を前提に事業ごとの適切な予防措置を検討し、その内容を説明する。例えば、以下の内容について説明する。

- i . 周辺環境との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更(色・デザイン・意匠等の変更、反射の影響を軽減する素材の使用、仮設設備を避ける、設備の向きや傾斜について統一感のある設計とする等)
- ii . 周辺の主要な眺望点や住居・道路等からの眺望への配慮（植栽、緩衝帯の設置、目隠しなどの設置等）

- (3) 【全電源対象・該当する説明事項について】「自然環境・生活環境面の影響及び予防措置」について、以下の説明事項①～⑪のうち該当するものにつき、a.「事業の影響」及びb.「予防措置」について説明すること。

施行規則第4条の2の3第2項 第3号 へ、GL p.16-17, 18-21

- ・事業による影響が想定されない場合であっても、一切説明しないことは許容されず、その理由を端的かつ具体的に説明することが必要。事業による影響が想定されない場合であっても、b.「予防措置」についても説明が必要（不要である等）。

① 【全電源共通】騒音・振動

- ・騒音及び振動のいずれについても説明が必要（いずれか一方しか説明しておらず、不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。）。

□ a. 事業の影響

- （説明例）設備の稼働時に加えて、工事用資材等の搬出入や建設用機械の稼働の際に発生する騒音・振動（dB）を説明する。
- （説明例）設備の稼働時については、全ての設備が定格出力で稼働している状態に関して説明する。
- （説明例）工事用資材の搬出入については、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集中するルート（「周辺地域の住民」の範囲も参考とする。）に関し、工事用資材の搬出入に伴う騒音・振動を説明する。
- （説明例）時間帯・曜日ごとなどに発生する騒音・振動を説明することとし、例示（電車内の音、通常の会話の音など）なども用いて分かりやすく説明する。
- （説明例）特に、以下の関係法令等を参考とし、関係法令等で定められた基準への適合などを説明する。
 - ・特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）
 - ・騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）
 - ・風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年環境省）
 - ・振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）
 - ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）

□ b. 予防措置

- （説明例）防音壁等の設置、工事スケジュールの調整、搬出入ルートの変更等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う騒音・振動の減少量と併せて説明する。

② 【全電源共通】水の汚れ／濁り

□ a. 事業の影響

- （説明例）水の汚れについては、一般排水、河水の取水、貯水池の存在等による設備稼働時の影響について説明する。
- （説明例）水の濁りについては、造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに加え、地形の変更や施設・貯水池の存在等による稼働時の水の濁りについて説明する。
- （説明例）水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）への適合を説明する。

□ b. 予防措置

- （説明例）水の汚れ／濁りによる影響が、予防措置により回避又は低減されていることや、一時的な影響である場合は、原状回復が見込まれる時期等も併せて説明する。

③ 【太陽光発電事業】反射光

□ a. 事業の影響

GL p.14

- (説明例) 太陽の高度・方位、発電施設の高さ・傾斜角・設置方位等を考慮し、太陽光の反射による影響範囲について、時間ごとの到達範囲・影響範囲の継続時間数を説明する。
- (説明例) 夏至・春分・秋分・冬至の3ケースを基本とするなど、季節影響を考慮して説明する。
- (説明例) 特に住宅、学校、病院、高速道路、国道、空港など、反射光の影響が大きくなる施設等が存在する場合には、当該施設等への反射光の影響を重点的に説明する。
- (説明例) 分かりやすい説明となるよう、図を用いて説明する。
- (説明例) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年環境省）の記載事項を参考とする。
- b. 予防措置
 - (説明例) 反射光に係る予防措置としては、アレイ（パネルを架台に設置したもの）等の向き・配置の調整、防眩処理、植栽等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う反射光の回避・減少と併せて説明する。

④ 【太陽光発電事業】 雑草の繁茂

- a. 事業の影響
 - (説明例) 発電所内に雑草が繁茂し、それが放置されると、景観を阻害するだけでなく、害虫の発生などにより周辺地域の住民の迷惑となる。この点を踏まえ、雑草が繁茂しないよう、除草措置の方法や頻度について説明する。
- b. 予防措置
 - (説明例) 薬品を用いて除草措置を講じる場合には、薬品の散布により周辺地域の住民に影響が生じないよう、適切な予防措置を取ることとし、講じる予防措置について説明する。予防措置を講じる際の留意事項については、公園・街路樹等病害虫雑草管理マニュアル（平成22年環境省・令和2年改訂）を参考とする。

⑤ 【風力発電事業】 風車の影による日照阻害

- a. 事業の影響
 - (説明例) 太陽の高度・方位及び発電設備の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカー（晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象）の影響範囲を時刻別日影図等により説明する。
 - (説明例) 発電所の運転が定常となる時期を想定し、夏至・春分・秋分・冬至の3ケースを基本とするなど、季節影響を考慮して説明する。
 - (説明例) 分かりやすい説明となるよう、図を用いて説明する。
 - (説明例) 説明するに当たっては、以下の記載事項も参考にする。
 - ・風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）（平成23年環境省）
 - ・風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年経済産業省）
- b. 予防措置
 - (説明例) 風車の影による日照阻害に係る予防措置としては、風車の配置の調整等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う風車の影の影響の減少と併せて説明する。

⑥ 【地熱発電事業】 温泉への影響

- a. 事業の影響
 - (説明例) 温泉への影響については、事業計画策定ガイドライン（地熱発電）の「源泉・蒸気井・還元井のモニタリングの要件」に準拠して、源泉・蒸気井・還元井のモニタリングの結果を説明する。これに加えて、掘削・生産量の増加のいずれも伴わない事業の場合には、その旨を説明する。
- b. 予防措置
 - (説明例) 温泉への影響に係る予防措置としては、各種探査による地下構造の把握、湯量等のモニタリング等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う影響の減少と併せて説明する。

⑦ 【地熱発電事業】蒸気の噴出

□ a. 事業の影響

- (説明例) 冷却塔から排出される蒸気について、どのような物質が含まれているのか排出諸元を説明するとともに、環境影響評価法の手法を参考として敷地境界線において硫化水素濃度を測定する。硫化水素濃度が1ppm (屋外作業等における作業環境管理に関するガイドラインで定められる管理基準) を超える場合には、環境影響評価法の手法を参考として硫化水素に係る環境影響予測を実施し、その結果を説明する。
- (説明例) ただし、バイナリー発電など、地熱流体を大気中に放出しない方式で発電を行っている場合は地熱流体を大気中に放出しない仕組みであることを説明する。

□ b. 予防措置

- (説明例) 蒸気の噴出に係る予防措置としては、坑井掘削時における蒸気の噴出防止装置の設置等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う影響の減少と併せて説明する。

⑧ 【中小水力発電事業】流量等への影響

□ a. 事業の影響

- (説明例) 中小水力発電の実施に伴う取水量に関し、河川法 (昭和39年法律第167号) に基づく許認可の申請等の内容と整合的に、取水予定量・既得水利権量・河川維持流量を説明した上で、水収支計算を図解して説明する。
- (説明例) 水収支計算の図解については、水力発電水利審査マニュアル (平成25年国土交通省) を参考とする。

□ b. 予防措置

- (説明例) 流量等への影響に係る予防措置としては、取水量の調整等が考えられる。こうした予防措置を講じる場合には、予防措置に伴う流量等への影響の減少と併せて説明する。

⑨ 【バイオマス発電事業】燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい煙・粉じん/臭気等)

□ a. 事業の影響

- (説明例) バイオマス燃料の保管等に伴う生活環境への影響については、使用するバイオマスの種類に応じて、以下の事項等について説明する。
 - ・ばい煙の影響、粉じんの着火や爆発
 - ・自己発熱、有毒ガスの発生
 - ・燃料の雪崩
 - ・臭気の発生 等

□ b. 予防措置

- (説明例) バイオマス燃料の搬入については、周辺の交通に与える影響等の観点から、搬入頻度・搬入方法・搬入ルート等を説明する。また、ばい煙、粉じん、臭気等の影響及び予防措置並びに火災や爆発等の事故に対する予防措置について説明する。

⑩ 【環境アセス対象事業 (※1) (但し、該当しない場合はその旨の説明が必要)】大気環境 (大気質) 及び水環境への影響

(※1) 「環境アセス対象事業」とは、環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業 (第一種事業及び第二種事業を含む。) をいう。

- a. 事業の影響
 - ・環境アセスメント手続における説明事項を参考に説明すること。
- b. 予防措置
 - ・環境アセスメント手続における説明事項を参考に説明すること。

⑪ 【環境アセス対象事業 (※1) かつエリア (※2) 該当 (但し、該当しない場合はその旨の説明が必要)】生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 (動物、植物、生態系)

- (※1) 「環境アセス対象事業」とは、環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業及び第二種事業を含む。）をいう。
- (※2) 「エリア」とは、動植物・生態系への影響が生じ得るものとして、法律（※3）や条例で定められたエリアをいう。
- (※3) 「法律で定められたエリア」とは、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園及び国定公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区をいう。
- a. 事業の影響 ・環境アセスメント手続における説明事項を参考に説明すること。
- b. 予防措置 ・環境アセスメント手続における説明事項を参考に説明すること。

□ (4) **【全電源対象】「再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等」について、以下の全ての説明事項について説明すること。**

施行規則第4条の2の3第2項第3号ト、GL p.16-17,21

- ・認定申請時に提出する再エネ発電事業計画に記載する内容と整合的であることが想定される。
- ⚠ 特に「再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等」に関しては、説明・記載漏れが多く、網羅的な説明・記載がなされていることを入念に確認することが望ましい。
- ①設備の廃棄に係る廃棄費用の総額
- ⚠ ②廃棄費用の算定方法
 - ・算定式の記載が必要である。
- ③廃棄費用の積立開始時期
- ④廃棄費用の積立終了時期
- ⚠ ⑤廃棄費用の毎月の積立単価
 - ・調達価格（FIT価格）又は基準価格（FIP価格）の単価に基づくkWh単価のみでは足りず、月次換算した単価の説明を要する。
- ⑥ **【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルのメーカー名**
- ⑦ **【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルの製造期間**
- ⚠ ⑧ **【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルの鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報**
- ⚠ ⑨ **設置に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量**
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
- ⚠ ⑩ **設置に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量**
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
- ⚠ ⑪ **解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量**
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
- ⚠ ⑫ **解体工事に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量**

・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。

⚠ ⑬ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令への遵守体制等

・遵守体制等につき具体的に説明することが必要である。例えば、運搬業者や処分業者への委託、廃棄物の情報提供や産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の交付等、産業廃棄物処理法の規定に即した遵守体制の説明を具体的に行うことが考えられる。

□ ⑭ 【該当する場合（但し、該当しない場合はその旨の説明が必要）】土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容

8. 計画変更に伴う説明会等の場合

施行規則第4条の2の3第2項第3号チ、GL p.30-31

□ (1) 【計画変更に伴う説明会等の場合】再エネ発電事業の実施に当たって自治体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項についても説明又は周知すること。

□ (i) 従前の認定事業者が自治体や住民等との間で認定に係る再エネ発電事業に関連して協定等を締結していた場合

・この場合、その協定等の当事者である自治体や住民等の意思に応じて、協定等の地位が新しい事業者へと引き継がれる。協定等を新しい事業者へ引き継ぐ場合は、引継ぎのプロセス等（例：引き継ぐ予定である旨、引継ぎのスケジュールや手続、引継ぎに伴い協定等の内容を変更する場合は、その変更内容等）について説明すること。

⚠ □ (ii) 従前の認定事業者が自治体や住民等との間で認定に係る再エネ発電事業に関連して協定等を締結していなかった場合

・この場合であっても、協定等を締結しておらず、該当しないことについての説明が必要。

※一切の転載を禁じます。